

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月14日

【中間会計期間】 第94期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

【会社名】 河西工業株式会社

【英訳名】 KASAI KOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 社長役員 古川 幸二

【本店の所在の場所】 神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地

【電話番号】 0467(75)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 専務役員 小川 耕一

【最寄りの連絡場所】 神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地

【電話番号】 0467(75)2555

【事務連絡者氏名】 取締役 専務役員 小川 耕一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第93期 中間連結会計期間	第94期 中間連結会計期間	第93期
会計期間		自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
売上高	(百万円)	99,840	109,526	214,315
経常利益又は経常損失( )	(百万円)	899	2,700	3,071
親会社株主に帰属する 中間純利益 又は親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失( )	(百万円)	606	4,462	313
中間包括利益又は包括利益	(百万円)	2,292	5,733	2,495
純資産額	(百万円)	22,233	27,224	22,436
総資産額	(百万円)	145,538	158,482	142,045
1株当たり中間純利益 又は中間(当期)純損失( )	(円)	15.69	115.34	8.09
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	(円)	-	-	-
自己資本比率	(%)	8.6	10.6	8.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,389	2,095	547
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,914	3,320	871
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	10,005	11,369	10,742
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(百万円)	23,574	30,280	21,899

- (注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 第93期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 第93期及び第94期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、1株当たり中間(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、前中間連結会計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、前連結会計年度において4期ぶりに営業利益の黒字化を達成したものの、当連結会計年度中間期は、営業赤字となっていること、当連結会計年度中間期末において、財務制限条項への抵触が続いており、金融機関から期限の利益喪失請求等の権利行使の猶予を受けていること、同様に当連結会計年度中間期末において自己資本が低い水準に留まり、また、収益力向上、財務体質の改善・強化、安定した経営基盤の構築及び安定的な資金繰りの確保を求められていること、北米事業は継続的な再建への取組みにより赤字幅は着実に縮小しているものの、未だ改善途上にあること、前連結会計年度の黒字化には販売先OEMによる支援も含まれていることから、現時点では依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

これに対して、当社グループでは当該事象又は状況を改善、解消すべく、当連結会計年度中間期半期報告書提出日までの間も引き続き、全社を挙げて以下(1)を含む様々な経営改革に取り組んだ結果、その改善効果が着実に現れてきていることに加え、以下(2)及び(3)記載の取組みが実行されたことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

#### (1) グループの収益力向上

取引先との販売価格・数量等の改定交渉、材料の市況変動による高騰や労務費高騰の販売価格への転嫁、生産現場における生産ロスの圧縮、人員体制の最適化等による人件費抑制の継続などの経営改革を断行し、グループ収益力の向上を図って参りました。

特に課題である北米拠点においては、上記取組みに加えて、主要販売先OEMのご協力による生産現場改善や、間接部門における事務のメキシコへの集約によるコストダウンなどの経営改革を着実に実行しております。

また欧州拠点においても、拠点再編・不採算事業の撤退・間接部門の共有化等も含めた収益改善施策の具体化を進めております。

#### (2) 財務体質の改善・強化と安定した経営基盤の構築

当社グループの安定的な事業運営の継続、自己資本の充実による財務体質の改善・強化及び経営再建を確実とするための抜本的な構造改革施策の実施に必要な資金を確保することを目的として、2024年11月1日、日産自動車株式会社からの第三者割当増資による総額60億円の資金調達（以下、「本第三者割当増資」）が完了し、これにより、当社グループの自己資本比率は改善しております。

2024年11月1日に本第三者割当増資が完了したことで、古川幸二が当社の代表取締役社長 社長役員に新たに就任し、稲津茂樹が当社の取締役 副社長役員に新たに就任しております。

#### (3) 安定的な資金繰りの確保

2024年11月1日、株式会社りそな銀行との間の、2024年5月9日付劣後特約付準金銭消費貸借契約書に基づく、デットデットスワップ（以下、「本DDS」といいます。）の効力が生じております。本DDSは、当社の既存借入金（総額約176億円）の一部（総額60億円）について2033年3月31日を返済期限とする資本性劣後ローンへ転換いただくものであり、当社の資金繰りの安定化に大きく寄与するものです。

当社は2022年5月26日に締結したシンジケートローン契約について、2024年10月23日付で変更契約を締結し、これにより最終返済期限を2028年3月31日に変更されると共に、当該契約に基づくシンジケートローンは解団され、シンジケートローンに参加する各取引金融機関との個別の金銭消費貸借契約の形態に変更されております。なお、過去の財務制限条項への抵触を理由として取引先金融機関が取得した権利につい

ては、いずれも2024年11月1日付で放棄をいただいております。

当社は2022年9月30日に締結したコミットメントライン契約について、2024年10月23日付で変更契約を締結し、コミットメント期日を2028年3月31日に変更すると共に、2024年11月1日より貸出コミットメントの総額を55億円に増額いただいております。なお、過去の財務制限条項への抵触を理由として取引先金融機関が取得した権利については、いずれも2024年11月1日付で放棄をいただいております。

当社は2024年10月23日付で、全取引先金融機関との間で、「債権者間協定書」を締結しており、新たな財務制限条項を設定すると共に、同「債権者間協定書」において定められた新たな弁済条件に基づく金銭消費貸借契約書を併せて締結しております。

上記に加えて、投資案件の厳選及び抑制等により、事業及び運転資金については、安定的な確保を維持できております。

以上の通り、経営改革への取組みが奏功し、グループの収益力向上、財務体質の改善・強化と安定した経営基盤の構築ならびに安定的な資金繰りの確保のすべての面において、確実に成果が現れてまいりましたが、引き続き新たな経営体制の下でさらなる業績の改善に取り組んでまいります。

## 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 財政状態の状況

#### (資産)

総資産は1,584億82百万円と前連結会計年度末に比べ、164億36百万円の増加(+11.6%)となりました。この主な要因は、現金及び預金が91億57百万円増加、固定資産が32億53百万円増加、受取手形及び売掛金が29億9百万円増加したことであります。

#### (負債)

負債は1,312億58百万円と前連結会計年度末に比べ、116億49百万円の増加(+9.7%)となりました。この主な要因は、長期借入金が15億99百万円減少したものの、短期借入金が141億14百万円増加したことであります。

#### (純資産)

純資産は272億24百万円と前連結会計年度末に比べ、47億87百万円の増加(+21.3%)となりました。この主な要因は、利益剰余金が44億62百万円減少したものの、為替換算調整勘定が90億26百万円増加したことであります。

### (2) 経営成績の状況

世界経済は日銀による利上げや米国の景気後退及び中国での景気減速等の懸念を受けて、世界的に株価が急落しましたが、その後は落ち着きを見せ、景気は緩やかに持ち直しつつあります。

わが国の経済も、物価高及び地震、天候不良影響による景気悪化要因はありましたが、内需を中心に回復に向かいつつあると見込まれます。こうした中、当社グループの関連する自動車業界も、認証不正で停止していた自動車生産の再開により販売は回復傾向にあるものの、一方でインフレ動向や各国金利政策のほか、EV化に伴う車両価格上昇などが消費者購買力へ与える影響への懸念から今後の動向に留意が必要な状況となっています。

この結果、当中間連結会計期間における売上高は、1,095億26百万円と前中間連結会計期間に比べ96億86百万円(+9.7%)の増収となりましたが、営業損失は9億24百万円(前中間連結会計期間は8億10百万円の営業損失)となりました。経常損失は大幅な為替差損の影響により27億円(前中間連結会計期間は8億99百万円の経常利益)となり、親会社株主に帰属する中間純損失は、44億62百万円(前中間連結会計期間は6億6百万円の親会社株主に帰属する中間純利益)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

#### (日本)

主要得意先の生産台数の減少等により、売上高は252億49百万円と前中間連結会計期間に比べ16億21百万円の減収(-6.0%)となりました。一方で構造改革費用を始めとした各種費用の削減により、セグメント利益は14億円と前中間連結会計期間に比べ2億45百万円の増益(+21.2%)となりました。

#### (北米)

主に為替の影響等により、売上高は590億45百万円と前中間連結会計期間に比べ98億13百万円の増収(+19.9%)となりました。一方で、新車立ち上げにおける生産関連費用等が増加し、セグメント損失は31億9百万円(前中間連結会計期間はセグメント損失36億18百万円)となりました。

#### (欧州)

主要得意先の生産台数が増加し、売上高は142億42百万円と前中間連結会計期間に比べ28億1百万円の増収(+24.5%)となりました。インフレによる各種費用の増加により、セグメント損失は1億98百万円(前中間連結会計期間はセグメント損失2億27百万円)となりました。

#### (アジア)

主に中国地域におけるEV化へのシフトによる当社受注車の販売不振により、売上高は109億89百万円と前中間連結会計期間に比べ13億7百万円の減収(-10.6%)となりました。セグメント利益は8億91百万円と前中間連結会計期間に比べ7億31百万円の減益(-45.1%)となりました。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、前中間連結会計期間に比べ67億6百万円増加し302億80百万円となりました。

#### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、減価償却費35億1百万円、支払利息10億96百万円、為替差損11億6百万円等による資金の増加があり、一方で、税金等調整前中間純損失30億16百万円、仕入債務の減少37億57百万円等により、20億95百万円の支出（前中間連結会計期間は13億89百万円の支出）となりました。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の預入による支出25億4百万円、有形固定資産の取得による支出26億54百万円等による資金の減少があり、33億20百万円の支出（前中間連結会計期間は29億14百万円の収入）となりました。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、非支配株主への配当金の支払額9億45百万円、リース債務の返済による支出5億14百万円等に対して、短期借入金の純増減額が128億6百万円増加し、113億69百万円の収入（前中間連結会計期間は100億5百万円の支出）となりました。

### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

### (5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間連結会計期間において、当社グループの会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

### (6) 研究開発活動

当中間連結会計期間における研究開発費の総額は6億83百万円であり、この他に新車開発及び既存製品の改良等で発生した研究開発関連の費用は12億23百万円であります。

なお、当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### (7) 生産、受注及び販売の実績

当中間連結会計期間において、北米セグメント及び欧州セグメントにおける自動車内装部品の生産、受注及び販売の実績が著しく増加しております。これは、得意先の増産や新車立上げを受けて、当社受注部品の生産、受注及び販売の実績が増加したことによるものであります。

また、当中間連結会計期間において、日本セグメント、アジアセグメントにおける自動車内装部品の受注の実績が著しく減少しております。これは日本地域において主要得意先の生産台数が減少したこと、中国地域におけるガソリン車市場の縮小を受け、得意先が減産したことによるものであります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

(シンジケートローン契約及びコミットメントライン契約に係る変更契約の締結)

当社は、2022年5月26日に総額303億円のシンジケートローン契約及び株式会社りそな銀行を貸付人とした総額30億円のコミットメントライン契約を締結し、その後2024年5月28日に変更契約を締結しておりますが、さらに2024年8月29日及び9月27日に変更契約を締結し、返済期日及びコミットメント期日に以下の変更が生じています。

#### 1. シンジケートローン契約に係る変更契約の概要

2024年8月29日付の変更契約の締結に伴い、シンジケートローンの返済期日が2024年9月2日から2024年10月1日に変更され、その後2024年9月27日付の変更契約の締結に伴い、シンジケートローンの返済期日が2024年10月1日から2024年11月1日に変更されております。

なお、その後2024年10月23日付で変更契約を締結し、これにより最終返済期限を2028年3月31日に変更されると共に、当該契約に基づくシンジケートローンは解団され、シンジケートローンに参加する各取引金融機関との個別の金銭消費貸借契約の形態に変更されております。

#### 2. コミットメントライン契約に係る変更契約の概要

2024年8月29日付の変更契約の締結に伴い、コミットメント期日が2024年9月2日から2024年10月1日に変更され、その後2024年9月27日付の変更契約の締結に伴い、コミットメント期日が2024年10月1日から2024年11月1日に変更されております。

なお、その後2024年10月23日付で変更契約を締結し、コミットメント期日を2028年3月31日に変更しております。

(コミットメントライン契約に係る変更契約の締結)

当社は、2022年9月30日に株式会社りそな銀行を貸付人とした45億円のコミットメントライン契約を締結し、その後2024年5月28日に変更契約を締結しておりますが、その後さらに2024年8月29日及び9月27日に変更契約を締結し、コミットメント期日に以下の変更が生じています。

#### 1. コミットメントライン契約に係る変更契約の概要

2024年8月29日付の変更契約の締結に伴い、コミットメント期日が2024年9月2日から2024年10月1日に変更され、その後2024年9月27日付の変更契約の締結に伴い、シンジケートローンの返済期日が2024年10月1日から2024年11月1日に変更されております。

なお、その後2024年10月23日付で変更契約を締結し、コミットメント期日を2028年3月31日に変更すると共に、2024年11月1日より貸出コミットメントの総額を55億円に増額しております。

## 第3 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	158,046,912
A種優先株式	5,827,274
計	163,874,186

(注) 2024年6月27日開催の定時株主総会(第1会)において、第三者割当増資の方法による日産自動車に対する総額60億円のA種優先株式の発行(以下「本第三者割当増資」といいます。)に係る払込みが実行されること等を条件として、定款を一部変更し、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数の変更をする旨決議していたところ、同年11月1日、本第三者割当増資に係る払込が実行されたことに伴い、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数を以下のように変更しております。

発行可能株式総数: 23,309,096株増加し、181,356,008株

発行可能種類株式総数

普通株式: 23,309,096株増加し、181,356,008株

## 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	39,511,728	39,511,728	東京証券取引所 スタンダード市場	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
A種優先株式		5,827,274		(注) 単元株式数は100株であります。
計	39,511,728	45,339,002		

(注) A種優先株式の内容は次のとおりであります。

## 1. 剰余金の配当

## (1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)又はA種優先株式の登録株式質権者(A種優先株主と併せて、以下「A種優先株主等」という。)に対し、下記8.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種優先株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

## (2) A種優先配当金の額

(a) A種優先配当金の額は、金6,000,000,000円を5,827,274で除した金額(下記(c)及び(d)に従って調整された場合は、調整後の価額をいい、以下「払込金額相当額」という。)に、年率7.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2025年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種優先株式について払込みがなされた日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第5位まで計算し、その小数第5位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対して剰余金の配当(下記(4)に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、下記(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がA種優先株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行う当該剰余金の配当に

において各A種優先株主等に対して支払われるA種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前における当該A種優先株主等の所有又は登録に係るA種優先株式の数を当該配当基準日の終了時点における各A種優先株主等の所有又は登録に係るA種優先株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

- (c) 当社がA種優先株式につきA種優先株主に割当てを受ける権利を与えて発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下、本(c)において同じ。)を行う場合、以下の算式により払込金額相当額を調整する。なお、以下の算式における「A種優先株主への割当て前のA種優先株式の発行済株式数」、「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」及び「A種優先株主への割当て後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該発行又は処分の時点で当社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、当社が保有するA種優先株式を処分する場合には、以下の算式における「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」は「処分する当社が保有するA種優先株式の数」と読み替える。また、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後の} \\ \text{払込金額} \\ \text{相当額} \end{array} = \frac{\begin{array}{r} \text{調整前の} \\ \text{払込金額} \\ \text{相当額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{A種優先株主への} \\ \text{割当て前の} \\ \text{A種優先株式の} \\ \text{発行済株式数} \end{array} + \begin{array}{r} \text{A種優先株主への} \\ \text{割当てに際して} \\ \text{払い込まれる} \\ \text{1株当たりの払} \\ \text{込金額} \end{array} \times \begin{array}{r} \text{A種優先株主への} \\ \text{割当てにより} \\ \text{発行される} \\ \text{A種優先株式の} \\ \text{数} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{A種優先株主への割当て後の} \\ \text{A種優先株式の発行済株式数} \end{array}}$$

調整後の払込金額相当額は、A種優先株主への割当てを行う場合はA種優先株主への割当ての効力発生日(A種優先株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。その他A種優先株主への割当てに類する事由が発生した場合は、払込金額相当額は、取締役会決議により適切に調整される。

- (d) 当社がA種優先株式につき株式の分割又は併合を行う場合、以下の算式により払込金額相当額を調整する。なお、以下の算式における「株式の分割・併合前のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合前の時点で当社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、「株式の分割・併合後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合後の時点で当社が保有するA種優先株式の数を控除した数とする。また、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。

$$\begin{array}{r} \text{調整後の} \\ \text{払込金額相当額} \end{array} = \begin{array}{r} \text{調整前の} \\ \text{払込金額相当額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{r} \text{株式の分割・併合前の} \\ \text{A種優先株式の発行済株式数} \end{array}}{\begin{array}{r} \text{株式の分割・併合後の} \\ \text{A種優先株式の発行済株式数} \end{array}}$$

調整後の払込金額相当額は、株式の分割を行う場合は当該株式の分割のための基準日の翌日以降、株式の併合を行う場合は当該株式の併合の効力発生日(当該株式の併合にかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

その他株式の分割又は併合に類する事由が発生した場合は、払込金額相当額は、取締役会決議により適切に調整される。

### (3) 参加条項

当社がA種優先株主等に対して、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(下記(4)に定める。)を配当した後、普通株主等(下記8.(1)に定める。)に対して剰余金の配当を行うときは、同時に、A種優先株主等に対して、A種優先株式1株につき、それぞれ、普通株式1株あたりの剰余金の配当額と同額の剰余金の配当を行う。

### (4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。また、上記(2)(b)に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、上記(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、そ

の不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われる日（同日を含む。）までの期間、年利7.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第5位まで計算し、その小数第5位を四捨五入する。A種優先株式1株当たりにつき本(4)に従い累積した金額（以下「A種累積未払配当金相当額」という。）については、下記8.(1)に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係るA種累積未払配当金相当額がある場合は、最も古い事業年度に係る当該A種累積未払配当金相当額から先に配当される。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

## 2. 残余財産の分配

### (1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対し、下記8.(2)に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額（以下「A種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

### (2) 参加条項

A種優先株主等に対してA種残余財産分配額の全額が分配された後、普通株主等（下記8.(1)に定める。）に対して残余財産の分配をするときは、A種優先株主等は、A種優先株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産の分配額と同額の残余財産の分配を受ける。

### (3) 日割未払優先配当金額

A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)(a)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種優先株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「A種日割未払優先配当金額」という。）。

## 3. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。A種優先株式の1単元の株式数は100株とする。

## 4. 金銭を対価とする取得請求権

### (1) 金銭対価取得請求権

A種優先株主は、2028年4月1日以降、当会社に対して、金銭を対価としてその有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「金銭対価取得請求」といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。）ができるものとし、当会社は、金銭対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求の効力発生日に、A種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、同一の効力発生日に複数のA種優先株主から会社法第461条第2項所定の分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は各A種優先株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。

### (2) A種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A種優先株式の取得価額は、金銭対価取得請求の効力発生日における(i)A種優先株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本4.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「金銭対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

### (3) 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行営業第7部 受託サービス第2課

- (4) 金銭対価取得請求の方法及び効力発生  
金銭対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、その効力は、金銭対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した日から10営業日が経過した時点に発生する。
- (5) 前各号に定めるほか、当会社が会社法第156条から第165条まで（株主との合意による取得）の定めに基づき自己株式の有償での取得を行う場合には、A種優先株主は、普通株式に優先してA種優先株式を取得の対象とすることを請求できるものとする。

## 5. 普通株式を対価とする取得請求権

### (1) 普通株式対価取得請求権

A種優先株主は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。

### (2) A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A種優先株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

### (3) 当初取得価額

取得価額は、当初51.48円とする。

### (4) 取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割をする場合、次の算式により取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

A種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含み、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、その他その保有者若しくは当会社の要求又は一定の事由の発生により、普通株式が発行又は処分される権利の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\begin{array}{r}
 \text{調整前} \\
 \text{取得価額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{(発行済普通株式数} \\
 \text{- 当社が保有する} \\
 \text{普通株式の数)}
 \end{array}
 +
 \begin{array}{l}
 \text{1株当たり} \\
 \text{払込金額}
 \end{array}
 \times
 \begin{array}{l}
 \text{新たに発行する} \\
 \text{普通株式の数}
 \end{array}
 =
 \frac{\text{調整後}}{\text{取得価額}}
 \begin{array}{l}
 \text{(発行済普通株式数 - 当社が保有する普通株式の数)} \\
 \text{+ 新たに発行する普通株式の数}
 \end{array}$$

なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の前日時点における当社の普通株式の発行済株式数をいう。

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、A種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。）の合計額がA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。

その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件としてA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる証券又は権利を発行する場合には、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はA種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を合理的な範囲で行うものとする。

時価を超える価額による自己株式等の取得、合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき調整前の取得価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

当社に取得をさせることにより若しくは当社に取得されることによりA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式、行使することにより若しくは当社に取得されることにより普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(b)において同じ。）の合計額がA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件としてA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる証券又は権利（以下「潜在株式等」という。）の、当社に取得させることにより若しくは当社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる期間が終了した場合（但し、当該潜在株式等の全部が既に普通株式の交付と引き換えに取得され又は行使された場合を除く。）において、取得価額の調整が必要であると当社の取締役会が認めるとき。

潜在株式等の1株当たりの取得価額又は新株予約権の行使に際して出資される財産の金額が変更された場合において、取得価額の調整が必要であると当社の取締役会が認めるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると当社の取締役会が認めるとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
  - (d) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(d)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
  - (e) 本5.に定める取得価額の調整は、A種優先株式の発行並びに当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。
- (5) 普通株式対価取得請求受付場所  
株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号  
三菱UFJ信託銀行株式会社  
証券代行営業第7部 受託サービス第2課
- (6) 普通株式対価取得請求の方法及び効力発生  
普通株式対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとし、その効力は普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した日から3営業日が経過した時点に発生する。
- (7) 普通株式の交付方法  
当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

## 6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種優先株主等に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、(i)金銭対価償還に係るA種優先株式の数に、(ii) A種優先株式1株当たりの払込金額相当額、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本6.の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は上記2.(1)及び2.(3)に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種優先株式の一部を取得する場合において、A種優先株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種優先株主から取得すべきA種優先株式を決定する。

## 7. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、株式の分割又は併合を行う場合、普通株式及びA種優先株式について、それぞれ同時に同一割合で行う。
- (2) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。
- (3) 当社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。
- (4) 当社は、株主に募集新株予約権(新株予約権には、新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本7.において同じ。)の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で、与える。
- (5) 当社は新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。

- (6) 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びA種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で変更する。

8. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

9. 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	-	39,511,728	-	5,821	-	1,455

(注) 当中間会計期間の末日後、2024年11月1日を払込期日とする第三者割当増資によるA種優先株式（完全議決権株式）の発行により、発行済株式総数が5,827,274株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,000百万円増加しております。また、同日付で同額の資本金及び資本準備金を減少させ、その他資本剰余金へ振り替えるとともに、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えております。A種優先株式の内容については、「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
長瀬産業株式会社	大阪市西区新町1丁目1-17	5,404	13.91
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2丁目2-1	1,825	4.69
河西工業取引先持株会	神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地	1,412	3.63
株式会社横浜銀行 (常任代理人 株式会社日本カ ストディ銀行)	神奈川県横浜市西区みなとみらい 3丁目1-1 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	1,276	3.28
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 株式会社日本カ ストディ銀行)	東京都千代田区大手町1丁目5番5号 (東京都中央区晴海1丁目8番12号)	921	2.37
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	871	2.24
三菱UFJ信託銀行株式会社(常 任代理人 日本マスタートラス ト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 (東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂イン ターシティAIR)	699	1.79
日本マスタートラスト信託銀 行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂インター シティAIR	662	1.70
東京短資株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁目4-10	580	1.49
新島 洋一	福岡市南区南大橋1丁目11-5	550	1.41
計		14,201	36.56

- (注) 1. 上記の他に当社が自己保有株式として所有している株式が663千株あり、発行済株式総数に対する所有株式数の割合は1.68%であります。
2. (注) 1. の自己株式には、業績連動型報酬制度導入の際に株式給付信託として設定した、株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式155千株を含んでおりません。
3. 2024年11月1日、本第三者割当増資により日産自動車株式会社がA種優先株式5,827,274株を所有することとなり、新たに筆頭株主となりました。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 663,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 38,832,200	388,322	-
単元未満株式	普通株式 16,228	-	-
発行済株式総数	39,511,728	-	-
総株主の議決権	-	388,322	-

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式5,000株(議決権50個)が含まれております。
2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「業績連動型報酬制度」にかかる信託口が保有する当社株式155,400株(議決権の数1,554個)が含まれております。
3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式48株が含まれております。
4. 2024年11月1日を払込期日とする第三者割当増資によるA種優先株式(完全議決権株式)の発行により、発行済株式総数が5,827,274株及び議決権の数が58,272個増加しておりますが、上記株式数及び議決権の数は、当該株式発行前の数値を記載しております。A種優先株式の内容については、「(1)株式の総数等発行済株式」に記載しております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 河西工業株式会社	神奈川県高座郡 寒川町宮山3316	663,300	0	663,300	1.68
計	-	663,300	0	663,300	1.68

- (注) 1. 保有自己株式には、業績連動型報酬制度導入に伴い設定した信託口が保有する当社株式155,429株は含まれておりません。  
2. 上記自己株式には、当社保有の単元未満株式48株が含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。  
なお、当中間会計期間終了後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	就任年月日
代表取締役社長 社長役員 全般 内部監査部 情報取扱責任者	古川 幸二	1961年 9月10日生	1984年4月 日産自動車(株) 入社 1987年5月 日産プリンス埼玉販売(株) 出向 1989年8月 日産自動車(株) 第一調達部 1996年7月 英国日産自動車製造(株) 出向 1999年7月 日産自動車(株) 第二調達部 主担 2002年4月 同社 購買企画部 主担 2003年4月 東風日産乗用車会社 出向 2006年4月 ルノー・ニッサンパーチェシングオーガニゼーション 出向 2009年4月 日産自動車(株) パワートレーンプロジェクト購買部 部長 2014年4月 同社 パワートレーンプロジェクト購買部 部長 兼 ルノー・ニッサンパーチェシングオーガニゼーション 出向 2015年4月 ジヤトコ(株) VP(調達部門長) 2015年10月 同社 常務執行役員(調達部門長) 2017年4月 同社 専務執行役員(調達部門長) 2024年10月 当社 入社 顧問 2024年11月 当社 代表取締役社長 社長役員(全般、内部監査部、情報取扱責任者)(現任)	(注)		2024年 11月1日

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
取締役 副社長役員 開発本部管掌 生産技術本部管掌 生産戦略本部管掌 北米地域統括	稲津 茂樹	1967年 11月26日生	1992年4月 日産自動車(株) 入社 栃木工場工務部生産課 1993年11月 東海日産モーター(株) 出向 1995年12月 日産自動車(株) 栃木工場工務部生産課 2001年4月 同社 生産人事部 2004年4月 同社 生産管理部 2006年4月 同社 生産管理部 主担 2008年4月 メキシコ日産自動車会社 出向 2013年4月 日産自動車(株) 生産管理部 主管 2015年4月 同社 生産管理部 部長 2019年4月 ブラジル日産自動車会社 出向 2023年4月 日産自動車(株) 生産企画統括本部 副本部長 2024年10月 当社 入社 顧問 2024年11月 当社 取締役 副社長役員 (開発本部管掌、生産技術本部管掌、生産戦略本部管掌、北米地域統括) (現任)	(注)		2024年 11月1日

(注) 取締役の任期は、就任の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

(2) 退任役員

役職名	氏名	退任年月日
代表取締役社長 社長役員 全般 内部監査部 情報取扱責任者	半谷 勝二	2024年11月1日
取締役 副社長役員 広州河西汽車内飾件有限公司担当	山道 昇一	2024年11月1日

(3) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性9名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

## 第4 【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】  
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	24,118	33,276
受取手形及び売掛金	30,525	33,434
製品	2,392	2,519
仕掛品	9,497	10,362
原材料及び貯蔵品	9,392	9,650
その他	8,201	8,204
貸倒引当金	1,026	1,163
流動資産合計	83,101	96,285
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	50,689	53,954
減価償却累計額	30,016	32,394
減損損失累計額	1,262	1,246
建物及び構築物(純額)	19,410	20,313
機械装置及び運搬具	102,651	113,862
減価償却累計額	79,438	89,139
減損損失累計額	8,412	9,281
機械装置及び運搬具(純額)	14,800	15,441
工具、器具及び備品	26,591	30,117
減価償却累計額	24,363	27,732
減損損失累計額	460	673
工具、器具及び備品(純額)	1,767	1,711
土地	6,373	6,594
建設仮勘定	3,046	3,853
有形固定資産合計	45,398	47,915
無形固定資産		
その他	281	296
無形固定資産合計	281	296
投資その他の資産		
投資有価証券	2,730	3,051
その他	10,532	10,934
投資その他の資産合計	13,263	13,985
固定資産合計	58,943	62,197
資産合計	142,045	158,482

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	26,675	24,764
短期借入金	66,510	80,625
未払法人税等	813	463
賞与引当金	919	731
その他	13,802	15,192
流動負債合計	108,721	121,777
固定負債		
長期借入金	3,654	2,055
退職給付に係る負債	300	338
その他	6,933	7,087
固定負債合計	10,887	9,481
負債合計	119,609	131,258
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,821	5,821
資本剰余金	5,652	5,652
利益剰余金	1,887	6,349
自己株式	535	535
株主資本合計	9,051	4,588
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	23	23
為替換算調整勘定	1,007	10,034
退職給付に係る調整累計額	2,321	2,183
その他の包括利益累計額合計	3,305	12,194
非支配株主持分	10,079	10,441
純資産合計	22,436	27,224
負債純資産合計	142,045	158,482

## (2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

## 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
売上高	99,840	109,526
売上原価	90,979	99,827
売上総利益	8,861	9,699
販売費及び一般管理費	1 9,671	1 10,623
営業損失( )	810	924
営業外収益		
受取利息	164	120
受取配当金	33	0
持分法による投資利益	158	164
固定資産受贈益	-	104
為替差益	2,112	-
補助金収入	34	37
その他	88	70
営業外収益合計	2,592	497
営業外費用		
支払利息	697	1,096
借入手数料	12	13
為替差損	-	1,106
その他	172	57
営業外費用合計	882	2,273
経常利益又は経常損失( )	899	2,700
特別利益		
固定資産売却益	475	2
投資有価証券売却益	1,006	-
特別利益合計	1,481	2
特別損失		
固定資産売却損	19	1
固定資産除却損	9	10
減損損失	-	159
関係会社出資金評価損	71	-
貸倒引当金繰入額	97	-
事業構造改善費用	2 187	2 40
災害による損失	-	107
特別損失合計	384	319
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失( )	1,996	3,016
法人税、住民税及び事業税	742	595
法人税等調整額	175	503
法人税等合計	917	1,099
中間純利益又は中間純損失( )	1,079	4,116
非支配株主に帰属する中間純利益	472	346
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に帰属する中間純損失( )	606	4,462

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
中間純利益又は中間純損失( )	1,079	4,116
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	476	0
為替換算調整勘定	1,625	9,709
退職給付に係る調整額	74	138
持分法適用会社に対する持分相当額	139	278
その他の包括利益合計	1,213	9,849
中間包括利益	2,292	5,733
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	1,229	4,425
非支配株主に係る中間包括利益	1,062	1,307

## (3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失( )	1,996	3,016
減価償却費	3,527	3,501
減損損失	-	159
退職給付に係る資産の増減額( は増加)	195	312
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	85	8
引当金の増減額( は減少)	290	202
受取利息及び受取配当金	198	120
支払利息	697	1,096
為替差損益( は益)	3,017	1,106
持分法による投資損益( は益)	158	164
災害損失	-	107
補助金収入	34	37
関係会社出資金評価損	71	-
有形固定資産売却損益( は益)	456	1
有形固定資産除却損	9	10
固定資産受贈益	-	104
投資有価証券売却損益( は益)	1,006	-
事業構造改善費用	187	40
売上債権の増減額( は増加)	2,313	518
棚卸資産の増減額( は増加)	70	603
仕入債務の増減額( は減少)	3,249	3,757
前受金の増減額( は減少)	2,043	1,584
未払金の増減額( は減少)	211	258
預り金の増減額( は減少)	1,243	147
その他	339	422
小計	353	329
利息及び配当金の受取額	405	280
利息の支払額	645	1,064
補助金の受取額	27	37
法人税等の支払額	823	1,019
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,389	2,095
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	2,192	2,504
定期預金の払戻による収入	2,150	1,912
有形固定資産の取得による支出	1,460	2,654
有形固定資産の売却による収入	3,087	44
投資有価証券の取得による支出	3	3
投資有価証券の売却による収入	1,400	-
その他	68	115
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,914	3,320

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（は減少）	1,122	12,806
長期借入れによる収入	277	-
長期借入金の返済による支出	7,544	259
リース債務の返済による支出	450	514
自己株式の取得による支出	-	0
非支配株主への配当金の支払額	1,165	945
セール・アンド・リースバックによる収入	-	282
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>10,005</b>	<b>11,369</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,370	2,426
<b>現金及び現金同等物の増減額（は減少）</b>	<b>7,111</b>	<b>8,380</b>
現金及び現金同等物の期首残高	30,685	21,899
<b>現金及び現金同等物の中間期末残高</b>	<b>1 23,574</b>	<b>1 30,280</b>

【注記事項】

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号2024年3月22日)を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

なお、本実務対応報告第7項の経過的な取扱い及び第15項を適用しており、当中間連結会計期間においてグローバル・ミニマム課税に係る法人税等の計上は行っておりません。

これらの結果、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

(財務制限条項)

(1)当社が2022年5月26日に締結したシンジケートローン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2022年5月末日を初回とし、各暦月末日における単体の貸借対照表における現金及び預金(現金同等物を含まない。)の合計額に、借入人の相手方当事者としての金融機関が貸付義務を有するコミットメントライン契約の未使用貸付極度額を加算した金額を20億円以上に維持する。

2023年3月期の第2四半期末日及び決算期末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を2022年3月期比75%以上に維持する。

(注)本財務制限条項に加えて、当社の現預金残高を一定金額以上に維持する要件があります。

この契約に基づく借入金残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間期連結会計期間 (2024年9月30日)
借入金残高	25,166百万円	25,166百万円

2023年度の連結会計年度末において上記財務制限条項に抵触していましたが、2024年11月1日付で取引金融機関から抵触を理由とする権利の放棄を受けております。

また、2024年10月23日付の変更契約の締結に伴い、最終返済期限が2028年3月31日に変更されると共に、当該契約に基づくシンジケートローンは解団され、シンジケートローンに参加する各取引金融機関との個別の金銭消費貸借契約の形態に変更されております。

(2)当社が2022年9月30日に締結した当社所有の寒川工場を担保としたコミットメントライン契約には、以下の財務制限条項が付されております。

2022年10月末日を初回とし、各暦月末日における単体の貸借対照表における現金及び預金(現金同等物を含まない。)の合計額に、借入人の相手方当事者としての金融機関が貸付義務を有するコミットメントライン契約の未使用貸付極度額を加算した金額を20億円以上に維持する。

本契約締結日以降の決算期(第2四半期を含む)の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を2022年3月期比75%以上に維持する。

この契約に基づく貸出コミットメントの総額及び借入実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間期連結会計期間 (2024年9月30日)
貸出コミットメントの総額	4,500百万円	4,500百万円
借入実行残高	- 百万円	500百万円
差引 未実行残高	4,500百万円	4,000百万円

2023年度の連結会計年度末において上記財務制限条項 に抵触しておりましたが、2024年11月1日付で取引金融機関から抵触を理由とする権利の放棄を受けております。

また、2024年10月23日付の変更契約の締結に伴い、コミットメント期日が2028年3月31日に変更されると共に、11月1日より貸出コミットメントの総額を5,500百万円に増額いただいております。

(3)当社が全取引金融機関との間で2024年10月23日に締結した債権者間協定書において、当社の全取引金融機関に対する借入（但し、劣後特約付準金銭消費貸借契約の対象となる劣後債務及びコミットメントライン契約を除く。以下「既存借入」といいます。）を対象として、新たに以下の財務制限条項を付しており、2024年11月1日からその効力が発生しております。なお、債権者間協定書で定める財務制限条項と既存借入に設定されている財務制限条項に齟齬がある場合、債権者間協定書に定める財務制限条項が適用されます。

2025年3月期以降、当該決算期末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、計画上予定されている当該決算期末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持する。

2025年3月期以降、各事業年度の連結の損益計算書における営業利益を正の数値に維持し、これを損失としない。

2024年6月末日を初回とし、各暦月末日における借入人単体の貸借対照表における現金及び預金（現金同等物を含む。）の合計額に、借入人の相手方当事者としての金融機関が貸付義務を有するコミットメントライン契約の未使用貸付極度額を加算した金額（以下「最低現預金」という。）を20億円以上に維持する。

調整後連結フリーキャッシュフローについて、2026年3月期以降、各事業年度の第2四半期末日及び当該事業年度末日までの調整後連結フリーキャッシュフローから当該事業年度の確定弁済額（第2四半期においては当該事業年度の確定弁済額の半額）を差し引いた実績弁済額相当額を、各事業年度初日から第2四半期末日までに係る期間においては、該当事業年度ごとに計画上予定されている実績弁済額の50%、各事業年度初日から末日までの期間においては、同額の100%以上に維持する。

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
運賃及び発送諸費	1,485百万円	1,547百万円
給料	2,632百万円	3,168百万円
賞与引当金繰入額	77百万円	104百万円
退職給付費用	40百万円	44百万円
減価償却費	318百万円	304百万円

2 事業構造改善費用

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

収益性の改善を図る施策を一部の海外子会社で行ったことに伴う費用であり、主な内容は早期退職者への割増退職金であります。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至2024年9月30日 )

海外子会社の撤退に伴う費用であり、主な内容は解雇費用であります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金勘定	25,928百万円	33,276百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	2,353百万円	2,995百万円
現金及び現金同等物	23,574百万円	30,280百万円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	中間連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	北米	欧州	アジア	計		
売上高							
顧客との契約から生 じる収益	26,870	49,231	11,440	12,297	99,840	-	99,840
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	26,870	49,231	11,440	12,297	99,840	-	99,840
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,489	2	-	601	3,094	3,094	-
計	29,360	49,234	11,440	12,899	102,934	3,094	99,840
セグメント利益又は損 失( )	1,155	3,618	227	1,622	1,067	256	810

(注)1. セグメント利益又は損失( )の調整額256百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、中間連結損益計算書の営業損失( )と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	中間連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	北米	欧州	アジア	計		
売上高							
顧客との契約から生 じる収益	25,249	59,045	14,242	10,989	109,526	-	109,526
その他の収益	-	-	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	25,249	59,045	14,242	10,989	109,526	-	109,526
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,570	-	3	766	3,340	3,340	-
計	27,819	59,045	14,245	11,756	112,866	3,340	109,526
セグメント利益又は損 失( )	1,400	3,109	198	891	1,015	91	924

(注)1. セグメント利益又は損失( )の調整額91百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失( )は、中間連結損益計算書の営業損失( )と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

欧州セグメントの連結子会社であるKasai (Germany) GmbHにて、固定資産の収益性低下により、159百万円の減損損失を計上しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであり  
 ます。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
1株当たり中間純利益又は 1株当たり中間純損失( )	15円69銭	115円34銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は親会社株主に 帰属する中間純損失( )(百万円)	606	4,462
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又 は親会社株主に帰属する中間純損失( ) (百万円)	606	4,462
普通株式の期中平均株式数(株)	38,693,064	38,692,989

- (注) 1. 役員向け業績連動型株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式を1株当たり中間純利益又は1株当たり中  
 間純損失( )の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、1株当  
 たり中間純利益又は1株当たり中間純損失( )の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は前中間  
 連結会計期間155,429株、当中間連結会計期間155,429株であります。
2. 当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、ま  
 た、潜在株式が存在しないため記載しておりません。前中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間  
 純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

(第三者割当による優先株式の発行並びに資本金・資本準備金の額の減少及び剰余金の処分)

当社は、2024年5月9日開催の取締役会において、及びの各事項等について決議し、2024年11月1日に第三者割当増資の払込が完了いたしました。

日産自動車株式会社(以下「日産自動車」といいます。 )との間で、投資契約(以下「本投資契約」といいます。 )を締結し、第三者割当の方法により日産自動車に対して総額6,000百万円のA種優先株式を発行すること(以下「本第三者割当増資」といいます。 )

本第三者割当増資に係る払込みが行われることを停止条件とし、当該払込みの日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少し(以下「本資本金等の額の減少」といいます。 )、本資本金等の額の減少により増加したその他資本剰余金により繰越利益剰余金の欠損の一部を填補すること(以下「本剰余金の処分」といいます。 )

## 1. 本第三者割当増資について

## (1)概要

発行新株式数	A種優先株式 5,827,274株
発行価額	1株当たり6,000百万円を5,827,274株で除した金額
発行価額の総額	6,000百万円
増加する資本金の総額	3,000百万円
増加する資本準備金の額	3,000百万円
払込日	2024年11月1日
割当先	日産自動車 5,827,274株

## (2)資金の使途

本第三者割当増資により調達する資金は、当社グループの各地域における生産設備の拡充・移転等の費用を含む拠点の最適化等の構造改革資金に充当する予定です。

## (3)その他の重要な事項

## 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株式の発行要項上、A種優先株主は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できますが、当社は、日産自動車との間で、日産自動車は、原則として、A種優先株式の発行日の1年後の応当日以降においてのみ、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができるものとするを合意しております。

## 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2028年4月1日以降、当社に対して、金銭を対価としてその有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できます。

## 金銭を対価とする取得条項

当社は、A種優先株式の発行日以降いつでも、A種優先株主に対して、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができます。なお、本投資契約上、当社が金銭を対価とする取得条項を発動しようとする場合、日産自動車が、当該金銭を対価とする取得条項の発動に代えて、普通株式を対価とする取得請求権を行使するか否かを選択する権利を有することを合意しております。

## 議決権及び譲渡制限等

A種優先株式には、株主総会における議決権が付与されており、A種優先株式の単元株式数は100株です。また、A種優先株式の発行要項においては、譲渡制限が付されておりませんが、本投資契約において、日産自動車は、2028年3月31日まで原則としてA種優先株式(A種優先株式の取得請求権の行使により当社普通株式を取得した場合には、当該普通株式)の譲渡が制限される旨が定められております。

## 2. 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分

## (1)本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の目的

今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本第三者割当増資と同時に本資本金等の額の減少を行い、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金への振り替えをいたしました。

また、当社は、会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分をして、本資本金等の額の減少により増加したそ

の他資本剰余金により繰越利益剰余金の欠損の一部を填補いたしました。

(2)本資本金等の額の減少の要領

減少すべき資本金の額

3,000百万円

減少すべき資本準備金の額

3,000百万円

本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第3項並びに第448条第1項及び第3項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えました。

(3)本剰余金の処分の要領

減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 6,000百万円

増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 6,000百万円

(4)本資本金等の額の減少の日程

取締役会決議日 2024年5月9日

債権者異議申述公告日 2024年5月23日

債権者異議申述最終期日 2024年6月24日

効力発生日 2024年11月1日

(金融機関からの借入等に関する事象)

当社に対する金融機関の金融支援の基本条件等を変更することにより、財務体質を改善しつつ、早期の経営再建を実現することを目的として、金融機関との間で以下の取引を実施しております。

1. デットデットスワップの実行

当社は、当社の既存借入金(総額17,560百万円)の一部について資本性劣後ローンへ転換すること(以下「本デットデットスワップ」といいます。)を目的として、株式会社りそな銀行との間で、2024年5月9日付で劣後特約付準金銭消費貸借契約を締結していましたが、本第三者割当増資の払込みにより、その効力が生じておりません。

デットデットスワップを実行した金融機関

株式会社りそな銀行

対象借入金額

6,000百万円

実行日

2024年11月1日

返済期日

2033年3月31日

借入金利

年0.5%

2. 借入金の条件変更

(1)シンジケートローン契約に係る条件の変更

当社は、2022年5月26日に締結した総額30,343百万円のシンジケートローンについて、2024年10月23日付で変更契約を締結し、以下のとおり条件を変更すると共に、同シンジケートローンを解団し、同シンジケートローンに基づく借入について、シンジケートローンに参加する各取引金融機関との個別の金銭消費貸借契約の形態に変更しております。

実行日

2024年11月1日  
対象借入金額  
25,166百万円  
最終返済期限  
2028年3月31日  
借入金利  
基準金利及びスプレッド

(2)既存の個別借入契約に係る条件の変更

当社は、本デットデットスワップ対象となる劣後債務及びコミットメントライン契約に基づいて当社が負担した債務を除く、当社の全取引金融機関に対する一切の借入についても、2024年10月23日付で変更契約を締結し、以下のとおり、条件を変更しております。

実行日  
2024年11月1日  
最終返済期限  
2028年3月31日  
借入金利  
基準金利及びスプレッド  
財務制限条項

本財務制限条項は「中間連結財務諸表 注記事項（追加情報）（財務制限条項）（3）」と同一であるため、当該項目をご参照ください。

3. コミットメントライン契約の条件の変更

(1)当社は、2022年5月26日に株式会社りそな銀行を貸付人とした総額3,000百万円のコミットメントライン契約を締結し、その後2024年9月27日に変更契約を締結しておりますが、さらに2024年10月23日に変更契約を締結し、コミットメント期日に以下の変更が生じています。

実行日  
2024年11月1日  
借入先の名称  
株式会社りそな銀行  
条件変更の内容  
コミットメント期日を2028年3月31日に変更

(2)当社は、2022年9月30日に株式会社りそな銀行を貸付人とした4,500百万円のコミットメントライン契約を締結し、その後2024年9月27日に変更契約を締結しておりますが、さらに2024年10月23日に変更契約を締結し、コミットメント期日及び貸出コミットメントの総額に以下の変更が生じています。

実行日  
2024年11月1日  
借入先の名称  
株式会社りそな銀行  
条件変更の内容  
コミットメント期日を2028年3月31日に変更すると共に、2024年11月1日より貸出コミットメントの総額を4,500百万円から5,500百万円に増額

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月14日

河西工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
横浜事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 京嶋 清兵衛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 向井 基信

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 後藤 久美子

## 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている河西工業株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、河西工業株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して

実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。